

豊中市一時保育事業実施要綱

(目的)

第1条 保護者の就労形態の多様化や傷病等による一時的・緊急的な保育需要に対応し、児童の福祉の増進を図るため、一時保育事業(以下「事業」という。)を実施し、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

(適用)

第2条 この要綱は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第6号の2第7項の規定に基づき、かつ豊中市から助成を受けて実施する施設(以下「実施施設」という。)の事業に適用する。

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は、豊中市が適切と認めた者とする。

(実施施設及び定員)

第4条 この事業の実施施設は、法第34条の12第1項の規定する届出を行った者が設置する施設とし、定員は、当該施設において定めるものとする。

(対象児童)

第5条 事業の対象となる児童は、法第24条の規定による保育の実施の対象とならない市内在住の満1歳から小学校就学前の児童とする。

(事業内容)

第6条 事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 断続的一時保育事業

保護者の就労形態等により、家庭における保育が断続的に困難となる児童に対する保育事業。

(2) 緊急一時保育事業

保護者の傷病・入院、災害・事故、出産、看護・介護、冠婚葬祭等社会的にやむを得ない事由により緊急一時的に保育が必要となる児童に対する保育事業。

(利用日数及び定員)

第7条 利用日数は、次のとおりとする。

(1) 断続的一時保育事業

原則として週3日を限度とする。

(2) 緊急一時保育事業

原則として一事由につき利用日から1か月以内に12日間を限度とする。ただし、実施施設の長が特に認める場合はこの限りでない。

(保育内容)

第8条 利用児童は、必要に応じて入所児童との交流等を行うことができるものとする。

(保育時間)

第9条 午前7時から午後8時の保育時間内において、利用児童の保護者の状況に応じて定めることができる。

(実施要件)

第10条 この事業を実施しようとする施設の設置者は、次の各号の要件を具備しなければならない。

- (1) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条の規定に準じ、事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて、必要な設備（医務室、調理室及び屋外遊戯場を除く。）を設けること。
- (2) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条第2項の規定に準じ、事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて、当該乳幼児の処遇を行う保育士を置くこと。ただし、当該保育士の数は2人を下まわることとはできないこと。
- (3) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に準じ、事業を実施すること。
- (4) 食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合も含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えること。

(利用の登録)

第11条 一時保育を必要とする児童の保護者は、実施施設に一時保育事業利用登録書を、事前に提出しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、利用当日の登録手続きでも差支えない。

2 登録できる施設は1か所とする。

(申込及び承諾)

第12条 利用の登録をした施設において事業を利用する保護者は、当該施設に一時保育利用申込書を、提出しなければならない。

2 実施施設は、前項の申込みをする保護者に、当該児童の保育の必要に応じ、医療機関による事業利用についての意見書等の書類の提出を求めることができるものとする。

3 第1項の申込みを受けたときは一時保育利用承諾書により、利用の承諾を保護者に通知しなければならない。

(利用の制限)

第13条 次の各号のいずれかに該当するときは、事業を利用できないものとする。

- (1) 設備その他の事情により受託能力がないとき。
- (2) 利用児童の疾病等の事由により、保育が困難なとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。

(利用料の負担)

第14条 利用児童の保護者は、別表に定める利用料を負担するものとする。

(費用の支出)

第15条 市長は、この事業を実施する施設に、別に定めるところにより、事業の費用を支出するものとする。

(基本的人権の尊重)

第16条 職員は、事業の実施に当たり基本的人権についての正しい認識をもって対応しなければならない。

(秘密の保持)

第17条 職員は、事業の実施に当たり職務上知り得た秘密を守らなければならない。また、職務を退いても同様とする。

(事業実施の届出)

第18条 一時保育事業を実施しようとする者は、次にあげる書類を市長に提出し、承認を得るものとする。

- (1) 豊中市一時保育事業開始届出書 (様式第1号)
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 定款又は寄付行為

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成11年6月1日から施行する。
- 2 簡易保育所一時的保育事業実施要綱 (平成4年6月1日制定) は廃止する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。ただし、たまひ保育所においては、同年4月4日から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。ただし、わかば保育園においては、同年4月4日から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年5月1日から施行する。ただし、あけぼのドロップスにおいては、同年5月6日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。ただし、夢の鳥保育園においては、同年 5 月 2 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、豊中ほづみ保育園においては、同年 5 月 1 日から、南丘保育園においては、同年 6 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。ただし、アトリオとねやま保育園においては、同年 6 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 16 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別表 利用料（一人当り）

1日当り	2,200円
飲食費	400円
延長保育料 (午後6時00分を超える場合) ただし、午後6時～午後6時30分の利 用は延長保育料を徴収しない	200円

(様式第1号)

平成 年 月 日

豊中市長 様

名 称

代表者氏名

印

豊中市一時保育事業開始届出書

標記について、児童福祉法第6条の2第7項に規定する一時預かり事業を開始しますので、同法第34条の11第1項の規定に基づき届け出ます。

事業の種類 (事業類型)	一時預かり事業 (保育所型 又は 地域密着型)
事業の内容	※1 断続的一時保育事業 ・ 緊急一時保育事業

経営者氏名 (法人の名称)	
経営者住所 (主たる事務所の所在地)	

職 員	事業担当保育士 名 (常勤 名 非常勤 名) 主に事業を担当する保育士名及び保育歴 (: 年)		
事業区域	豊中市		
施設の名称			
施設の種類			
施設の所在地	利用定員※2	人	
面積及び構造	施設の延面積 m ² 保育室 m ² [1人あたり m ²] 乳児室又はほふく室 m ² [1人あたり m ²] その他 m ² 建物の構造 造 階建 (配置図、平面図を添付)		
設 備	ベビーベッド 遊具 その他 ()		
事業開始年月日	平成 年 月 日		

定款、寄付行為その他の基本約款	(書類を添付)
-----------------	---------

- ※1 事業内容を簡潔に記載のうえ、事業計画書及び収支予算書を添付してください。
ただし、インターネットを利用して内容を確認できる場合は、URL等を記載してください。
- ※2 1人あたり1.98m²で換算して、利用定員を設定してください。